

(別紙1)

**産廃特措法事業終了後の恒久的な
財政支援に係る要望書**

令和7年(2025年)11月

産廃特措法事業終了後の恒久的な財政支援に係る要望

要望事項

都道府県等が産廃特措法失効後に継続して行っている、生活環境保全上の支障の再発を防ぐとともに、周辺住民の安心・安全を確保するための取組(モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等)について、

- 1 現行の支援制度(特定支障除去等維持事業)におけるモニタリングの財政支援を令和9年度末まで継続されたい。
- 2 特定支障除去等維持事業の支援期間終了後(令和10年度以降)についても、廃棄物処理法の改正等による法整備や新たな制度の創設等により、モニタリングや水処理等に係る財政支援を、恒久的かつ現行と同等以上に講じられたい。

要望の概要

- 1 令和9年度末までの特定支障除去等維持事業によるモニタリングへの支援継続
- 2 廃棄物処理法の改正等や新たな支援制度の創設等による恒久的な財政支援

支援対象の取組 特定支障除去等事業終了後に行っている次の取組に係る費用

- 環境モニタリング
- 場内浸透水・保有水等処理(設備の維持管理および更新を含む)
- 構造物等(仮設構造物や法面等)の維持管理

支援対象自治体 特定支障除去等事業による財政支援を受けた自治体

要望の理由

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という。)に基づく支障除去等事業(以下「特定支障除去等事業」という。)については、都道府県等において、国の財政支援を受け、令和4年度末までに対策工事が終了した。

特定支障除去等事業終了後も、各事案の実情に応じて、生活環境保全上の支障が再発しないよう、地域住民の安心・安全を確保するための取組(モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等)を一定期間継続する必要がある、国において令和5年度から特定支障除去等維持事業により、モニタリングは原則3年(令和7年度末まで)、最大5年(令和9年度末まで)、水処理は5年(令和9年度末まで)の補助金および特別交付税措置による財政支援が講じられている。

しかしながら、特定支障除去等維持事業の支援期間終了後も、多くの自治体でこれらの取組を継続しなければならず、現に、今なお取組を終える目途が立っていない。とりわけ、

廃棄物を残置する工法により特定支障除去等事業を実施した場合は、残置された廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有するため、生活環境保全上の支障が再発することがないように、取組を継続することは必要不可欠である。

これらの取組には多額の費用が必要であり、国の財政支援がなくなった場合、都道府県等の財政負担が一層大きくなることもあり、産廃特措法の延長時に衆議院環境委員会において「政府は、事業完了後に生活環境保全上の支障が再発しないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」等の附帯決議がなされている。

ついては、都道府県等が産廃特措法失効後に継続して行っている、生活環境保全上の支障の再発を防ぐとともに、周辺住民の安心・安全を確保するための取組(モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等)について、現行の支援制度(特定支障除去等維持事業)のモニタリングに係る財政支援を令和 9 年度末まで継続するとともに、同制度の支援期間終了後(令和 10 年度以降)においても、廃棄物処理法の改正等による法整備や新たな制度の創設等により、モニタリングや水処理等を継続していくために必要となる費用について、恒久的かつ現行と同等以上の財政支援を講じられたい。

令和7年(2025年)11月26日

環境大臣 石原 宏高 殿

青森県
岩手県
宮城県
秋田県
新潟県
福井県
山梨県
三重県
滋賀県
香川県
福岡県
横浜市
新潟市
岐阜市
松山市